

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（総務課）	二
○技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	四
○県吏員及び県費支弁職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	四
○奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	五
○奈良県文化会館条例施行規則及び奈良県行政文書管理規則の一部を改正する規則（地域政策課）	七
○奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課）	八
○薬事法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）	八
○保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	八
○文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（風致保全課）	一一
○奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則（農政課）	一一
○農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（農業水産振興課）	三二
○奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会学校教育課）	三二
○奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（教育委員会学校教育課）	三二
○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（情報システム課）	三七
○奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（生活衛生課）	三九
○奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（出納局総務課）	六二
○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を技術利用する方法により行うことができる告示（人事委員会告示）	六三
○平成十一年九月奈良県告示第三百三十三号（奈良県環境影響評価技術指針）の一部改正（環境政策課）	六四
○昭和四十三年五月奈良県告示第十七号（奈良県屋外広告物条例第四号並びに第四項各号の規定により指定する地域及び場所並びに物件）の一部改正（風致保全課）	六四
○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を技術利用する方法その他の情報通信の技術を利用するものに関する告示（選挙管理委員会告示）	六四
○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を技術利用する方法その他の情報通信の技術を利用するものに関する告示（警察本部告示）	六五
○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を技術利用する方法その他の情報通信の技術を利用するものに関する告示（選挙管理委員会告示）	六六

信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

〔監査委員会告示〕

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

〔労働委員会告示〕

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

〔収用委員会告示〕

規 則

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第三十号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

〔内務管理委員会告示〕

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

〔県議会告示〕

○奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示

する規則

（奈良県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第一条 奈良県個人情報保護条例施行規則（平成十二年九月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項第二号」を「第二十三条第一項」に、「第十九条」を「第二十五条」に、「第三十八条」を「第六十二条」に改める。

第三条中「第十五条第一項第二号」を「第二十三条第一項」に改める。

第四条中「第十九条」を「第二十五条」に改める。

第五条中「第三十一条第二項」を「第五十五条第二項」に改める。

第六条中「第三十四条」を「第五十八条」に改める。

第七条中「第三十七条」を「第六十一条」に改める。

（個人情報の取扱いに関する規則の一部改正）

第二条 個人情報の取扱いに関する規則（平成十二年九月奈良県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条」を「第五十三条」に改める。

第二条第一項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同項第一号中「開示の」の下に「実施の」を加え、同項第二号中「しよう」とを削り、

「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「請求書は」を「書面は」に改める。

第三条の見出し中「証明するために必要な」を「示す」に改め、同条第一項中「第十二条第二項（条例第二十一条第三項及び第二十七条第五項において準用する場合を含む。）」を「第十三条第二項、第二十七条第二項及び第三十五条第二項」に、

「個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの」を「書類」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「又は申出」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は取り下げられたものとみなす。

第八条の見出しを「（利用停止請求）」に改め、同条第一項中「第二十七条第二項

第四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

四号」を「第三十五条第一項第四号」に、「是正の申出をしよう」とを「利用停止

請求を」に改め、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十七条第

二項」を「第三十五条第一項」に、「申出書は」を「書面は」に、「個人情報取扱是正申出書」を「個人情報利用停止請求書」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「第二十一条第一項第四号」を「第二十七条第一項第四号」に改め、「しよう」とを削り、「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第二項中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「請求書は」を「書面は」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第四条第三項中「第十五条第一項」を「第二十三条第一項」に、「をする」を「を行う」に改め、同条第四項中「第十五条第二項」を「第二十三条第二項」に、「開示決定を受けた者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの」を「書類」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

(開示の実施に関する通知事項)

第四条 条例第十八条第一項に規定する実施機関が定める事項は、開示を実施する日時及び場所とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知)

第五条 実施機関は、条例第二十二条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

2 条例第二十二条第一項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第二十二條第二項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 開示決定をしようとする旨及びその理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

第一号様式中「住所」を「住所又は居所」に、「第11条第1項」を「第12条第

1項」に、「開示の方法」を「開示の実施の方法」に、「証明するために必要な」を「示す」に、「提出し、又は提示して」を「提示し、又は提出して」に改め、

第一号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に、「住所」を「住所又は居所」に、「第20条第1項又は同条第2項において準用する第11条第2項」を「第26条第

1項又は第2項」に

訂正請求に係る個人情報
を特定する
に足りる事項

訂正請求に係る個人
情報を特定する
に足りる事項

(開示を受けた日 年

月 日)

に「提出し、又は提示して」を「提示し、又は提出して」に、「証

明するために必要な」を「示す」に改め、

第三号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「個人情報取扱是正申出書」

を「個人情報利用停止請求書」に、「住所」を「住所又は居所」に、「第27条第1項又は同条第5項において準用する第11条第2項」を「第34条第1項又は第2項

」に、「取扱いは是正を申し出ます」を「利用停止を請求します」に

是正の申
個人情報
に足り

出に係る

利用停止請

<p>を特定する事項</p>	<p>を</p>	<p>個人情報を加える。</p> <p>第六条第二項中、「職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号。以下「特殊勤務手当条例」という。）第十条の四第二項の手当の額は勤務一月につき六千三百円」を削り、同条第三項中「又は第十一条の四」を削り、「特殊勤務手当条例」を「職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）」に改め、「又は第八条の二」を削る。</p> <p>第六条の二の見出しを「（道路上作業手当等）」に改め、同条第一項中「道路上作業手当」の下に「及び家畜等飼育管理作業手当」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、「道路上作業手当」の下に「及び家畜等飼育管理作業手当」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「道路上作業手当の額は、」を「第二項の手当の額は」に改め、「三百円」の下に「、前項の手当の額は勤務一月につき六千三百円」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 家畜等飼育管理作業手当は、畜産技術センターに勤務する職員が常例として相当量の家畜及び家さんのふん尿を直接処理する作業に従事したときに支給する。</p>
<p>次に係を特定する事項</p> <p>（開示を受けた日 年 月 日）</p>	<p>に、「是正を求める</p>	<p>この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第三条の改正規定及び第六条第三項の改正規定（「又は第十一条の四」を削る部分に限る。） 公布の日</p> <p>二 前号に掲げる規定以外の規定 平成十七年四月一日</p>
<p>「を「利用停止を求める」に、「申出を」を「請求」に、「証明するために必要な」を「示す」に、「提出し、又は開示して」を「提示し、又は提出して」に改める。</p> <p>（奈良県個人情報保護審議会規則の一部改正）</p> <p>第三条 奈良県個人情報保護審議会規則（平成十二年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条中「第三十六条第八項」を「第六十条第七項」に改める。</p> <p>（奈良県行政文書管理規則の一部改正）</p>	<p>を</p>	<p>奈良県規則第七十九号の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第一項第五号中「第十一条に規定する」を「第十二条の規定による」に、「第十三条第一項」を「第十八条第一項又は第二項」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
<p>技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十七年三月二十九日</p> <p>奈良県知事 柿本善也</p>	<p>を</p>	<p>奈良県規則第三十一号</p> <p>技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条中「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）</p>
<p>奈良県規則第三十二号</p> <p>県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>県吏員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条の次に次の一条を加える。</p>	<p>を</p>	<p>奈良県知事 柿本善也</p>

(条例第四条の二の規則で定める者)

第二条の二 条例第四条の二の規則で定める者は、当該職員の同居の親族とする。

第四条第二号中「車賃は」を「車賃は、」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第四条の二に規定する私有自動車等に職員が同乗して旅行した場合における車賃は、支給しない。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十三号

奈良県税条例施行規則及び奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県税条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県税条例施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五号まで」の下に「、第八号、第十号」を加え、「に、同項第八号及び第十号に掲げるものについては自動車税事務所長」を削り、同条第三項中「又は自動車税事務所長」を削る。

第二条の二第一項中「自動車税事務所長」を「奈良県税事務所長」に改め、「県税事務所長」の下に「(奈良県税事務所長を除く。)」を加える。

第四条中「第二条の規定にかかわらず次の各号に掲げる事務は」を「次に掲げる事務は、第二条の規定にかかわらず」に改め、「、自動車税事務所」を削る。

第五条第一項中「、自動車税事務所」を削り、同条第二項中「自動車税事務所及び」を削る。

第九条第一項中「、県税事務所長又は自動車税事務所長」を「又は県税事務所長」に改める。

第十三条中「自動車税事務所長の権限に属する事務、」を削る。

第七号様式中
奈良県知事 奈良県知事
奈良県自動車税事務所長 奈良県知事

県税事務所長 奈良県知事
自動車税事務所長 奈良県知事

第八号様式中
「当県税事務所長」を「当県知事」に改める。
当自動車税事務所長 奈良県知事

知事 奈良県知事
事務所長 奈良県知事

事務所長 奈良県知事
事務所長 奈良県知事

第九号様式中
奈良県知事 奈良県知事
奈良県自動車税事務所長 奈良県知事

県税事務所長 奈良県知事
自動車税事務所長 奈良県知事

第十号様式及び第十一号様式中
奈良県知事 奈良県知事
奈良県自動車税事務所長 奈良県知事

事務所に改める。
知事 奈良県知事
事務所長 奈良県知事

第十二号様式及び第十三号様式中
奈良県知事 奈良県知事
奈良県自動車税事務所長 奈良県知事

知事 奈良県知事
事務所長 奈良県知事

第十四号様式中
奈良県知事 奈良県知事
奈良県自動車税事務所長 奈良県知事

<p>当庁総務部税務課 当県税務事務所 当自動車税事務所</p>	<p>「当庁総務部税務課 当県税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県税事務所 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県自動車税事務所 奈良県税事務所」</p>
<p>第十五号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第五十六号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第五十八号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>14. 音声機能障害(喉頭摘出) () 級 15. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 () 級 16. 保健福祉手帳 () 級 17. 療育手帳 () 判定 18. その他</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>14. 音声機能障害(喉頭摘出) () 級 15. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 () 級 16. 保健福祉手帳 () 級 17. 療育手帳 () 判定 18. その他</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第六十七号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第六十九号様式及び第七十号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第八十二号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>
<p>第八十八号様式中 奈良県自動車税事務所</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>	<p>「奈良県知事 奈良県 奈良県自動車税事務所」</p>

る。

(奈良県自動車税証紙条例施行規則の一部改正)

第二条 奈良県自動車税証紙条例施行規則(昭和四十一年三月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中 「奈良県自動車税 事務所取扱者」を「奈良県奈良県税 事務所取扱者」に改める。

第三号様式中 「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第四号様式中 「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に、「奈良県自動車税事務所長」を「奈良県奈良県税事務所長」に、「奈良県自動車税事務所長」を「奈良県奈良県税事務所長」に改める。

第五号様式から第七号様式までの規定、第九号様式及び第十号様式中「西暦 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に徴収金の賦課徴収及び過料の徴収(以下「賦課徴収等」という。)について奈良県自動車税事務所長がした処分その他の手続で、施行日において現にその効力を有するものは、奈良県奈良県税事務所長がした処分その他の手続とみなし、施行日前に奈良県自動車税事務所長に対してした申告その他の手続で、施行日において現にその効力を有するものは、奈良県奈良県税事務所長に対してした申告その他の手続とみなす。

奈良県文化会館条例施行規則及び奈良県行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十四号

奈良県文化会館条例施行規則及び奈良県行政文書管理規則の一部を改正する規則

(奈良県文化会館条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県文化会館条例施行規則(昭和四十三年四月奈良県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別表第一及び別表第二中「第十三条関係」を「第十二条関係」に改める。

(奈良県行政文書管理規則の一部改正)

第二条 奈良県行政文書管理規則(平成十三年三月奈良県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「奈良県立図書館」を「奈良県立図書館情報館」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十五号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年七月奈良県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年三月奈良県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「(特定施設)」に改め、同条中「第三条第二項」を「第二条第一項」に改め、「県内に存する」の下に「看護師等の確保が特に困難であると認められる」を加え、同条第一号から第五号までを次のように改める。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所

二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数が二百床未満の病院

三 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院

四 入院患者のうち六十五歳以上の者が六十パーセント以上を占める病棟を有する病院

五 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第二項の規定により厚生労働大臣が指定した国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

第二条第八号を削り、同条第七号中「（以下「介護老人保健施設」という。）」を削り、同号を同条第八号とし、同条第六号中「（以下「母子健康センター」という。）」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設

第二条第九号中「（以下「特定町村」という。）」を削り、同条第十号を削り、同条第十一号中「（以下「訪問看護事業所」という。）」を削り、同号を同条第十号とする。第三条中「第三条第二項」を「第二条第一項」に改める。

第四条を次のように改める。

（貸与の申請手続）

第四条 条例第二条第一項に規定する申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸与申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 保証人となるべき者の保証書（第二号様式）

二 在学する看護師学校等の長の推薦書（第三号様式）

三 県外の看護師学校等に在学する者にあつては、将来従事しようとする医療施設等の長の推薦書（第四号様式）

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条中「第八条第一項第三号」を「第八条第一項第二号」に改める。

第十四条中「返還猶予申請書」を「履行猶予申請書」に改める。

第十五条第二項第二号中「医療施設等」を「特定施設」に改める。

第一号様式から第四号様式までの規定中「第1号様式」を「第4号様式」に改める。

第五号様式中「第7号様式」を「第6号様式」に改める。

第六号様式中「第9号様式」を「第8号様式」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県規則第三十六号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第三項ただし書（法）」を「第七条第三項ただし書（法第十七条第四項及び）」に改める。

第六条第一項中「第三十八条第二項」を「第一百五十七条第二項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「配置販売業の許可証」を「配置しようとする区域の配置販売業の許可証」に改める。

第八条第二項及び第九条第二項中「第三十八条第二項第一号」を「第一百五十七条第二項第一号」に改める。

第十条中「第三十二条第二項」を「第五百五十条第二項」に、同条第一号中「第六条第二号イからニまで」を「第五条第三号イからニまで」に改める。

第一号様式中 「第8条第3項 第27条において準用する第8条第3項 第17条第4項 第27条において準用する第7条第3項ただし書」に改める。

ただし書 項において準用する第7条第3項ただし書 第17条第4項 第27条において準用する第7条第3項ただし書

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十七号

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（昭和五十一年四月奈良県規則

第五号)の一部を次のように改める。

第二条を削り、第一条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 健康増進法(平成十四年法律第百三三号。以下本号において「法」という。)中次の事項を行うこと。

(一) 法第二十条第一項又は第二項の規定による届出を受理すること。

(二) 法第二十二條の規定により、必要な指導及び助言をすること。

(三) 法第二十三條第一項の規定により、勧告し、又は同条第二項の規定により、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(四) 法第二十四條第一項の規定により、報告をさせ、又は栄養指導員に立ち入り、検査させ、若しくは質問させること。

(五) 法第二十七條第一項の規定により、職員に立ち入らせ、検査させ、又は収去させること。

八 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十条の規定により、育成医療の給付を行うこと。

第一条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十号とし、第十五号を削り、第十六号を次のように改める。

十六 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)及び奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十八号。以下本号において「条例」という。)中次の事項を行うこと。

(一) 法第十八條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、犬又は猫を引き取り、及び犬又は猫を引き取る場所を指定すること。

(二) 法第十八條第三項の規定により、市町村の長に対し、犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めること。

(三) 条例第八條第一項の規定による登録

(四) 条例第九條第一項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による動物取扱業登録簿への登録

(五) 条例第九條第二項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び動物取扱業登録証の交付

(六) 条例第十條第一項(条例第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定

による登録の拒否

(七) 条例第十條第二項(条例第十一條第三項及び第十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

(八) 条例第十一條第一項本文の規定による登録

(九) 条例第十一條第四項の規定による届出の受理

(十) 条例第十一條第五項の規定による動物取扱業登録簿への登録及び動物取扱業登録証の交付

(十一) 条例第十二條の規定による届出及び返納の受理

(十二) 条例第十三條第二項の規定による動物取扱業登録証の再交付

(十三) 条例第十四條(条例第十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定による返納の受理

(十四) 条例第十五條の規定による登録の抹消

(十五) 条例第十七條第一項の規定による登録の取消し

(十六) 条例第十九條第一項の規定による勧告

(十七) 条例第十九條第二項の規定による命令

(十八) 条例第二十条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問

(十九) 条例第二十一条第一項の規定による許可

(二十) 条例第二十一条第四項後段の規定による届出の受理

(二十一) 条例第二十二條(条例第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による標識の交付

(二十二) 条例第二十四條(条例第二十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加

(二十三) 条例第二十五條第一項本文の規定による許可

(二十四) 条例第二十五條第四項の規定による届出の受理

(二十五) 条例第二十五條第五項の規定による届出の受理

(二十六) 条例第二十六條の規定による届出の受理

(二十七) 条例第二十七條第二項の規定による標識の再交付

(二十八) 条例第二十八條の規定による返納の受理

(二十九) 条例第三十條の規定による許可の取消し

(三十) 条例第三十三條第一項の規定による収容

- (三) 条例第三十四条第一項の規定による通知及び公示
- (四) 条例第三十四条第三項本文の規定による処分
- (五) 条例第三十五条の規定による措置を講ずるよう努めること（同条第三号に掲げる場合に限る。）
- (六) 条例第三十六条本文の規定による譲渡（同条第三号に掲げる動物に係るものに限る。）
- (七) 条例第三十七条第一項の規定による処分及び周知
- (八) 条例第三十九条第一項の規定による届出の受理
- (九) 条例第三十九条第二項の規定による届出の受理
- (十) 条例第四十条第一項の規定による命令
- (十一) 条例第四十条第二項の規定による命令
- (十二) 条例第四十条第三項の規定による命令
- (十三) 条例第四十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問
- (十四) 条例附則第四項の規定による届出書の受理
- (十五) 第一条中第十六号を第十一号とする。
- (十六) 第一条中第十七号を第十二号とし、第十八号から第二十二号までを五号ずつ繰り下げ、第二十三号を削り、第二十四号を第十八号とし、第二十五号を第十九号とし、第二十六号を第二十号とし、同号の次に次の三号を加える。
- (十七) 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下本号において「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下本号において「令」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下本号において「規則」という。）及び奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号。以下本号において「細則」という。）中次の事項を行うこと。
- (一) 法第二十八条第一項の規定により、報告を求め、職員に臨検し、検査させ、又は収去させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。
- (二) 法第三十条第二項の規定により、食品衛生監視員に監視指導を行わせること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。
- (三) 法第四十八条第八項の規定による届出を受理すること。
- (四) 法第五十二条第一項の規定により、営業を許可すること。
- (五) 法第五十三条第二項の規定による届出を受理すること。

- (六) 法第五十四条の規定により、営業者若しくは職員に廃棄させ、その他営業者に対し必要な処置をとることを命じること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。
- (七) 削除
- (八) 法第五十五条の規定により、許可を取り消し、禁止し、又は停止すること。
- (九) 法第五十六条の規定により、施設の改善を命じ、許可を取り消し、禁止し若しくは停止すること。
- (十) 規則第七十一条の規定による営業許可申請書の記載事項の変更の届出を受理すること。
- (十一) 細則第十一条の規定により、営業許可証の書換えを行うこと。
- (十二) 細則第十二条第二項の規定により、営業許可証を再交付すること。
- (十三) 細則第十三条第一項の規定による許可営業廃止届を受理すること。
- (十四) 細則第十四条第一項の規定による営業開始報告書及び同条第二項の規定による給食開始報告書を受理事ること。
- (十五) 細則第十五条の規定による食品衛生責任者（設置・変更）届を受理事ること。
- (十六) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下本号において「法」という。）中次の事項を行うこと。
- (一) 法第三十七条第一項の規定により、法第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に対し、報告をさせること。
- (二) 法第三十八条第一項の規定により、法第十六条第二項に規定する認定小規模食鳥処理業者に対し、職員に立ち入り、検査させ、質問させ、又は収去させること。
- (三) 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下本号において「法」という。）及び厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号。以下本号において「省令」という。）及び奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年七月奈良県条例第四号。以下本号において「条例」という。）中次の事項を行うこと。
- (一) 法第五条第一項の規定による届出（建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第二条第三十二号に規定する特定行政庁（以下本号において「特定行政庁」という。））に対して行うものを除く。）を受理事ること。
- (二) 法第五条第二項の規定により勧告を行い、又は同条第四項ただし書の規定による通知（特定行政庁が行うものを除く。）をすること。

(三) 法第十二条第一項の規定により助言、指導又は勧告を行うこと。

(四) 法第十二条第二項の規定により改善措置又は使用の停止を命ずること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(五) 法第五十三条第一項又は条例第十六条第一項の規定により報告させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(六) 法第五十三条第二項又は条例第十六条第二項の規定により、職員に立ち入り、検査させ、又は質問させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(七) 省令第三十六条の規定による報告書を受領すること。

第一条中第二十七号を第二十四号とし、第二十八号から第三十二号までを三号ずつ繰り下げる。

第一条に次の一号を加える。

三十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下本号において「法」という。）中次の事項を行うこと。

(一) 法第十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により、産業廃棄物の収集又は運搬（積替え及び保管を除く。）の業（以下「産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可又は当該許可の変更の許可をすること及び法第十四条の三及び第十四条の三の二の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。ただし、奈良県内に産業廃棄物収集運搬業の事務所又は事業所を有しない者に対するものを除く。

(二) 法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出のうち、奈良県内に産業廃棄物収集運搬業の事務所又は事業所を有する者に係る届出を受領すること。

(三) 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の規定により、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬（積替え及び保管を除く。）の業（以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業」という。）の許可又は当該許可の変更の許可をすること及び法第十四条の六において準用する法第十四条の三及び第十四条の三の二の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の停止を命じ、又は許可を取り消すこと。ただし、奈良県内に特別管理産業廃棄物収集運搬業の事務所又は事業所を有しない者に対するものを除く。

(四) 法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出のうち、奈良県内に特別管理産業廃棄物収集運搬業の事務所又は事業所を有する者に係る届出を受領すること。

(五) 法第十九条第一項の規定により職員に立ち入り、検査させ、又は収去させること。ただし、必要がある場合には、知事がこれを行うことがある。

(六) 法第二十条の二第一項の規定により、廃棄物の再生を業として営んでいる者の登録をすること。
第一条の条名を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第三十八号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（奈良県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号イ中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に改める。

第十六条第十一号中「第七十二条第一項」を「第百十五条第一項」に改め、同条第五十五号中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。

第十九条第十号中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。
（奈良県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

第二条 奈良県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年三月奈良県規則第六十六号）

の一部を次のように改正する。

第十五条第八号オ中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一

項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

(都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則(平成十六年十二月

奈良県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第三十九号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則(昭和五十二年四月奈良県規則第二号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第三章 売買取引及び決済の方法(第四十四条―第八十七条) を 第三章 第四章 市場施設の使用(第八十八条―第一百二条) を 第四章

(売買取引及び決済の方法(第四十四条―第八十七条)

の二 卸売の業務に関する品質管理(第八十七条の二)

市場施設の使用(第八十八条―第一百二条)

の二 監督(第一百二条の二―第一百二条の三)

第一百十一条)に、「第一百十一条」を「第一百十二条」に改める。

第六十二条を削り、第六十一条第二項中「第四十八条第三項」を「第四十八条第五項

」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第四十八条第三項の承認申請書は、市場間の連携による卸売承認(変更承認)申請書(第三十七号様式の二)によるものとする。

3 条例第四十八条第四項の承認申請書は、新商品の開発に関する食品製造業者等に対する卸売承認(変更承認)申請書(第三十七号様式の三)によるものとする。

第六十一条に次の一項を加え、同条を第六十二条とする。

5 条例第四十八条第六項の規定による届出は、市場間の連携又は新商品の開発に伴う仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書(第三十九号様式)を場長に提出してしなければならない。

第五十九条を第六十条とし、第六十条を第六十一条とし、第五十八条の次に次の一条を加える。

(卸売業者の販売計画承認申請)

第五十九条 条例第四十四条第一項の承認申請書は、卸売業者販売計画承認(変更承認)申請書(第三十四号様式の二)によるものとする。

第六十三条を次のように改める。

(市場外にある物品の電子商取引取扱品目)

第六十三条 条例第五十条第一項第三号の規則で定める生鮮食料品等は、別表第四のとおりとする。

第六十四条の二の次に次の二条を加える。

(市場外にある物品の電子商取引卸売承認申請)

第六十四条の三 条例第五十条第五項の承認申請書は、市場外物品電子商取引卸売承認(変更承認)申請書(第四十号様式の三)によるものとする。

2 条例第五十条第六項第二号アの規則で定める事項は、第一号から第三号まで及び第五号に掲げるものとし、同号イの規則で定める事項は、第四号及び第五号に掲げるものとする。

一 等級又は階級

二 荷姿

三 量目

四 原産地

五 その他公正な価格形成を確保するために必要な事項として場長が定めるもの

(卸売業者の買受物品等の制限)

第六十四条の四 条例第五十一条の二の知事が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合は、次に掲げるものとする。

一 加工した物品の販売の委託の引き受け、又は買い受けをする場合
二 場長が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合

2 前項に規定する場合において、仲卸業者又は売買参加者から物品の販売の委託又は買い受けをしようとする卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者からの物品の販売委託の引受け等の承認申請書(第四十号様式(四))を場長に提出して、その承認を受けなければならぬ。

第六十七条中「第五十四条第二項」の次に「又は第三項」を加え、同条第二項中「卸売業者」を「卸売業者等」に改める。

第七十一条中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条にただし書として次のように加える。

ただし、条例第五十条第一項第三号に規定する卸売については、この限りでない。

第七十二条見出し中「買受人」を「卸売をした物品の相手方」に改め、同条中「の買受人」を「買い受けを受けた仲卸業者又は売買参加者」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

第七十三条中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第七十四条中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第七十五条第一項中「一」を「いずれかに」に、同項第二号中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に改める。

第七十六条の見出しを「(仲卸業者が知事の許可を受けて買い入れることができる物品)」に、同条第一項を次のように改める。

条例第五十七条第二項第一号の許可は、次に掲げる物品について行うものとする。

第七十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第四十七号様式」を「第四十七号様式(二)」に改め、同項を同条第二項とし、第一項として次の一項を加える。

条例第五十七条第二項第三号イの承認申請書は、新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する物品の買入れ承認(変更承認)申請書(第四十七号様式)によるものとする。

第七十七条に次の一項を加える。

4 条例第五十七条第六項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの買入れ物品月間販売届出書(第四十八号様式(二))を場長に提出してしなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(仲卸業者の販売計画承認申請)

第七十七条の二 条例第五十八条第一項の承認申請書は、仲卸業者販売計画承認(変更承認)申請書(第四十八号様式(三))によるものとする。

第七十八条中「第五十八条第二項」を「第五十八条第四項」に改める。

第七十九条第一項中「卸売予定数量等報告書(第五十号様式)」を「せり又は入札及び相対取引の卸売予定数量等報告書(第五十号様式)、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売予定数量等報告書(第五十号様式(二))又は市場外にある物品の卸売予定数量等報告書(第五十号様式(三))」に、同項第一号中「せり売」を「せり」に、「三十分前」を「一時間前」に、同条第二項中「売上高報告書(第五十一号様式)」を「せり又は入札及び相対取引の売上高報告書(第五十一号様式)、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する売上高報告書(第五十一号様式(二))又は市場外にある物品の売上高報告書(第五十一号様式(三))」に、同条第三項中「主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式)」を「せり又は入札及び相対取引の主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式)、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式(二))又は市場外にある物品の主要品目卸売価格等報告書(第五十二号様式(三))」に改める。

第七十九条の二見出し中「卸売数量等」を「卸売予定数量等」に改め、同条第一項を同条第二項とし、第一項として次の一項を加える。

条例第六十三条第一項の規則で定める時刻は、販売開始時刻の一時間前とする。

第八十五条見出し中「承認申請」を「届出」に、同条第一項中「買受人」を「仲卸業者又は売買参加者」に、同条第二項中「承認申請書」を「届出」に、「支払猶予特約承認申請書」を「支払猶予特約(変更)届出書」に、「当該申請書」を「当該届出書」に改める。

第八十六条第一項中「次の各号に」を「次に」に、同条第三項中「第五十四条第二項」の次に「又は第三項」を加える。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 卸売の業務に関する品質管理

(物品の品質管理の方法)

第八十七条の二 条例第七十一条の二第一項の規則で定める青果物及び水産物の卸売場等における品質管理の方法は、次に定めるものとする。

第八十七条の二 条例第七十一条の二第一項の規則で定める青果物及び水産物の卸売場等における品質管理の方法は、次に定めるものとする。

一 卸売業者は、施設の取扱品目、施設の設定温度等（温度管理機能を有する卸売場に限り。）及び品質管理の責任者を定め、卸売業者品質管理責任者等（変更）届出書（第六十四号様式の二）により場長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

二 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定め、前号の事項とともに場長に届け出ること。この場合において、前号後段を準用する。

ア トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。

イ 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認に関すること。

ウ 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。

エ 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。

オ 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限り。）。

カ 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限り。）。

キ 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。

ク 物品の滞留時間の管理に関すること。

ケ 卸売場内での物品の取扱いに関すること。

コ 卸売場内の衛生的な利用に関すること。

サ 取引後の速やかな物品の搬出に関すること。

シ 条例第五十四条第二項及び第三項に規定する検収に関すること。

ス 市場施設等の清潔及び衛生の保持に関すること。

セ その他品質管理の徹底に関すること。

2 条例第五十条第一項第一号において知事が指定する場所及び条例第五十条第一項第二号において卸売業者が申請した場所における品質管理の方法は、青果物及び水産物の卸売場等における品質管理の方法と同様とする。

3 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めなければならない。

一 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、仲卸業者品質管理責任者等（変更）届出書（第六十四号様式の三）により場長に届け出るとともに、仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

二 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。

三 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。

四 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔及び衛生の保持を図ること。

4 売買参加者及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理の徹底に努めるものとする。

一 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。

二 コールドチェーンが確保されるよう保冷又は冷凍車両の利用を図ること。

三 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。

5 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めるものとする。

第九十八条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 監督

（身分証明書）

第二百二条の二 条例第八十一条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第七十号様式）によるものとする。

（仲卸業者の流動比率及び自己資本比率の基準）

第二百二条の三 条例第八十二条第二項第一号の規則で定める率は、一とする。

2 条例第八十二条第二項第二号の規則で定める率は、〇・一とする。

第六章中第一百一十一条を削り、第五章中第一百十條の二を同章第一百一十一条とする。

別表第四仲卸業者市場使用料の項中「許可」の下に「又は承認」を加え、同表を別表第五とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第六十三条関係）

対 象 品 目	一 かんしよ、ばれいしよ、かぼちや、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、たまねぎ、まめもやし、かいわれだいこん、なめこ、えのきたけ、ひらたけ及びぶなしめじ並びに野菜の加工品
---------	--

- 二 かんきつ類、りんご、かき、くり、パイナップル、バナナ、キウイフルーツ並びに冷凍果実及び果実の加工品
- 三 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品（湯煮又は焼干ししたものを除く。）
- 四 加工食料品（一から三までに掲げる加工食料品を除く。）
- 五 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの（一から四までに掲げるものを除く。）であつて市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして場長が定めるもの

第三十四号様式の次に次の一様式を加える。

第34号様式の2 (第59条関係)

卸売業者販売計画承認（変更承認）申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 卸売業者
名称及び代表者氏名 ㊟

奈良県中央卸売市場条例第44条第1項の規定による承認（変更承認）を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合

業務の内容	販売場所	
	商号・電話番号	
業務を営む理由		
業務開始予定年月日		
事業計画 <small>従業員、売上金額、労働時間、売上原価等具体数記入</small>		

2 変更承認申請の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第三十五号様式中「第59条関係」を「第60条関係」に改める。
 第三十六号様式中「第60条関係」を「第61条関係」に改める。
 第三十七号様式中「第61条関係」を「第62条関係」に、「第48条第1項ただし書」を「第48条第1項第1号」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第37号様式の2 (第62条関係)

市場間の連携による卸売承認（変更承認）申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 卸売業者 名称及び代表者氏名 ①

奈良県中央卸売市場条例第48条第1項第2号イの規定により、仲卸業者及び売買取参加者以外の者に対する卸売の承認（変更承認）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合
 連携に関する契約の相手方 市場 卸売業者名称

卸売の相手方		市場	卸売業者名称
理由			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
入荷量が著しく減少した場合は数量			
品目	卸売の数量の上限		備考

2 変更承認申請の場合

変更する事項	変更を必要とする理由

第37号様式の3 (第62条関係)

新商品の開発に関する食品製造業者等
に対する卸売承認(変更承認)申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場
名称及び代表者氏名

卸売業者
⑩

奈良県中央卸売市場条例第48条第1項第3号イの規定により、仲卸業者及び
売買参加者以外の者に対する卸売の承認(変更承認)を受けたいので、下記
のとおり申請します。

1 承認申請の場合

記

販売の相手方			
理由			
実施期間	年 月 日 ~	年 月 日	
新商品の内容			
品目	買入の相手方	卸売の数量の上限	備考

2 変更承認申請の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第三十八号様式中「第61条関係」を「第62条関係」に、「第48条第1項ただし書」を「第48条第1項第1号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改める。
第三十九号様式を次のように改める。

第39号様式(第62条関係)

市場間の連携又は新商品の開発に伴う仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売届出書

奈良県中央卸売市場場長 殿
年 月 日

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 ⑩
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第48条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区	分	市場間の連携		新商品の開発	
		卸売年月	月	年	月
卸売の相手方					
承認年月日・承認番号					
品目	出荷者	卸売数量	卸売価格		

第四十号様式の2の次に次の二様式を加える。

第40号様式の3 (第64条の3関係)

市場外物品電子商取引卸売承認 (変更承認) 申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 〇

奈良県中央卸売市場条例第50条第1項第3号の規定による承認 (変更承認) を受けたいため、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合

取引物品の品目	
取引方法	取引品目の %以内
取引方法による専売数量の上乗	
提供する情報の内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称	
取引内容の閲覧方法	
物品の卸売理由	
備考	

2 変更承認申請の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第40号様式の4 (第64条の4関係)

仲卸業者又は売買参加者からの物品の
販売委託の引受け等の承認申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名 〇

奈良県中央卸売市場条例第51条の規定により、卸売をした物品を仲卸業者又は売買参加者から販売委託の引受け又は買受けをしたいので、下記のとおり申請します。

記

引受けの 予定年月日	販売委託者又は 買受けの相手方	数量又は 買付の額	品 目	数 量 (Kg)	卸売した 年月日	卸 売 した 数 量 (Kg)
理 由						

注 販売原票の写しを添付して下さい。

<p>第四十二号様式中</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">「 取引場所 年 月 日 積 車両番号</td> <td style="width: 50%;">市場内取引 市場外取引</td> </tr> </table> <p>第四十三号様式中「第54条第2項」の次に「又は第3項」を併せて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">委託者 住所 氏名</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 積出地</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 車両番号</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 積出地 輸送会社</td> </tr> </table> <p>取 委託</p>	「 取引場所 年 月 日 積 車両番号	市場内取引 市場外取引	委託者 住所 氏名	年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号	年 月 日 積 積出地 輸送会社	<p>住所 委託者 氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 積出地</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 車両番号</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 積出地</td> <td style="width: 25%;">年 月 日 積 車両番号 輸送会社</td> </tr> </table> <p>取引場所 市場内取引 市場外取引</p>	年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号	年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号 輸送会社				
「 取引場所 年 月 日 積 車両番号	市場内取引 市場外取引														
委託者 住所 氏名	年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号	年 月 日 積 積出地 輸送会社												
年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号	年 月 日 積 積出地	年 月 日 積 車両番号 輸送会社												
<p>第四十五号様式中</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所 委託者 氏名</td> <td style="width: 50%;">年 月 日 積 積出地 輸送会社</td> </tr> </table> <p>「第54条第2項」の次に「又は第3項」を併せて</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">責任者検印</td> <td style="width: 25%;">せり人</td> <td style="width: 25%;">記帳者</td> <td style="width: 25%;">責任者</td> </tr> <tr> <td>荷受者</td> <td>荷買取引方法</td> <td></td> <td>荷受者</td> </tr> </table> <p>買受人 卸売の相手方</p>	住所 委託者 氏名	年 月 日 積 積出地 輸送会社	責任者検印	せり人	記帳者	責任者	荷受者	荷買取引方法		荷受者	<p>責任者検印 せり人 記帳者 売</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">責任者検印</td> <td style="width: 25%;">せり人</td> <td style="width: 25%;">記帳者</td> <td style="width: 25%;">売</td> </tr> </table> <p>第四十五号様式中</p>	責任者検印	せり人	記帳者	売
住所 委託者 氏名	年 月 日 積 積出地 輸送会社														
責任者検印	せり人	記帳者	責任者												
荷受者	荷買取引方法		荷受者												
責任者検印	せり人	記帳者	売												